

## 事務室（655㎡程度）賃貸借一式の公募要領

新型コロナウイルス感染症対策にかかる国立感染症研究所の組織・体制の増強により、令和3年4月から定員が倍増されることにより、国立感染症研究所戸山庁舎において事務室を確保するのが困難であるため、外部に事務室を借り上げるものである。

### 1. 賃貸借期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日（令和3年4月1日から使用可能であること）

### 2. 場所

- (1) 国立感染症研究所戸山庁舎（東京都新宿区戸山1-23-1）から半径5km圏内であること。
- (2) 厚生労働省（東京都千代田区霞が関1-2-2）から半径5km圏内であること。
- (3) 公共交通機関の最寄駅が東京メトロ東西線早稲田駅から大手町駅までの区間内にあること。また、最寄駅からの移動時間は徒歩2分以内であること。
- (4) 積極的疫学調査や感染症危機管理対策の拠点として効率的な場所であること。

### 3. 要件

- (1) 事務室は1つのフロアで確保すること（複数のフロアに渡るものは不可）。
- (2) 使用する職員の人数は最大130名程度である。
- (3) 事務室内に50名程度を収容できる会議室（研修室）及び80名程度収容できる執務スペースを確保可能であること。
- (4) 床はOAフロアであること。
- (5) 入退出を制限する扉が設置されていること（ICカード等）
- (6) 施設は24時間警備（有人又は機械）となっていること。
- (7) 平日・休日ともに24時間入退出が可能であること。
- (8) 空調設備が24時間、365日使用可能であること
- (9) 通信設備は、固定電話、携帯電話（国内各社）、インターネットサービスが使用でき、ビル引き込み設備から対象階までの配線がされていること
- (10) 平成30年度以降において、国又は地方公共団体に対して500㎡以上の規模の物件について、1年以上の賃貸借契約を行った実績が1件以上あること。
- (11) 管理費、共益費及び光熱水料は月額借料に含め、敷金及び仲介手数料は要さないこと。月額借料に含まれない夜間・休日等の空調費等のサービスは、別途相談するものとする。

### 4. 問い合わせ先

国立感染症研究所総務部会計課施設管理室施設係

電話番号：03-4582-2638